

公 示

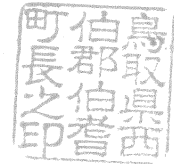
地方税法第20条の2第1項の規定により、下記の者の公示送達をする。

なお、送達すべき書類は、伯耆町役場住民課税務室にて保管してありますので、申し出があれば交付します。

令和8年5月29日

鳥取県西伯郡伯耆町長

小澤 敦彦



1. 送達すべき書類名

令和8年度 軽自動車税納税通知書

2. 送達を受けるべき者の氏名または名称

- ・ 合同会社ほうきファーム
- ・ 西村 和成